

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學140周年記念誌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-11-27 キーワード (Ja): 377.28, 国学院大学 コクガクインダイガク キーワード (En): 作成者: 國學院大學 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001192



大学院

文学研究科
—————116

法学研究科
—————117

経済学研究科
—————118

國學院大學大学院の
10年
—————118

これからの國學院大學
大学院
—————123



令和3年に開設70周年を迎えた國學院大學大学院は、3研究科5専攻の構成となっている。平成23年の60周年記念事業に際しては、貴重書影印叢書（全5巻）を刊行した。そのほか諸制度の改正、国際交流、学位論文などの公開を進めた。各研究科ではカリキュラム改編に取り組み、全研究科合わせて200余りの講座を開講している。

文学研究科

文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識を持つことで、新しい価値観を創造し、人類文化の発展に寄与することができる優れた研究者や専門的業務に従事する者の養成を目的としている。この目的のもとに神道学・宗教学専攻、文学専攻、史学専攻の3専攻を設置し、国内は言うに及ばず国際的にも専門性の高い、充実したカリキュラムを整えている。

平成25年（2013）度から文学研究科博士課程前期（現博士前期）の収容定員が変更された。平成21年度の博物館学コース、平成22年度の美学美術史コース設置による史学専攻学生数の増加に伴い、神道学・宗教学専攻の入学定員を10名減じ、その定員を史学専攻に振り替える変更をおこなった。その結果、神道学・宗教学専攻は30名から20名へ（10名減）、史学専攻は30名から40名へ（10名増）の入学定員となった。

平成29年10月に実施された入試から前期課程入試の方式を変更し、学内の成績優秀者向けにGPA制度を利用した書類審査と口述試験のみで選抜をおこなう「学内成績選考入試」が新たに設けられ、平成31年2月実施の春期入試からは、文学専攻において学内成績選考入試の対象者を文学部4年生から全学部4年生へと拡大したほか、他大学学生も学部成績によって筆記試験を免除する「学外成績選考入試」を設け、研究意欲の高い学生へ門戸を広げている。

他方、史学専攻のうち、博物館学コースでは、開講科目「博物館学専門・特殊実習」の一環で、長野県下高井郡木島平村において同村の協力の下に実習を実施している。同村に保管されていた民具資料や考古資料の整理・台帳作成・展示パネルの制作などをおこない、平成25年7月、農村交流館内に本邦初の大学院生による手作り博物館である「ふるさと資料館」が開館された。そのほか、平成29年3月には、考古学を学ぶ大学院生に発掘現場を経験してもらうため、本学大学院文学研究科と埼玉県埋蔵文化財調査事業団がインターンシップ・プログラムに関する協定を締結している。実践的な発掘調査を通して諸技術等を修得するとともに、埋蔵文化財の人材育成を図り、職業意識の向上を目的とする協定であり、考古学を学ぶ大学院生が発掘現場を経験する機会が拡大された。

平成 25 年度に設けられた「大学院国際交流旅費補助」制度により、学生の海外調査や国際学会における研究発表を奨励し、外国語による発表者が増加している。こうした背景から、平成 31 年に文学研究科では、外国語による論文執筆技法および発表技法の体得を主たる目的として、博士前期課程に、「アカデミック・ライティング（英語・中国語）」（半期 2 単位）を新設した。大学院は他の研究科や専攻の授業科目を 8 単位を上限として履修し修了要件単位として認定できるため、全研究科・全専攻に履修を推奨し、後期課程在学者についても履修できるものとした。

令和 2 年（2020）に文学研究科では、広い視点と学識を涵養する目的で、新たにコース横断のテーマを扱う「導入教育科目（コースワーク科目）」を導入した。また専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担う能力を培う目的で、各専門分野の演習を設けた。

さらに、修士論文とそのほかの研究論文のまとめ方を修得するために、複数の指導教員による論文指導演習を実施する「複数指導体制」を導入した。これにより複数の指導教員から、従来よりもきめ細やかで、多面的な指導を受けることができるようになった。

また、単位互換制度の拡充にも取り組んでいる。令和 3 年度現在の協定大学院は以下の通りである。

文学専攻

- ・聖心女子大学大学院文学研究科（日本語日本文学専攻）
- ・実践女子大学大学院文学研究科（国文学専攻）
- ・青山学院大学大学院文学研究科（日本文学・日本語専攻）

史学専攻

- ・青山学院大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・中央大学大学院文学研究科（日本史学、東洋史学、西洋史学各専攻）
- ・上智大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・明治大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・立教大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・専修大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・国士舘大学大学院人文科学研究科（人文科学専攻 日本史・東洋史コース）
- ・駒澤大学大学院人文科学研究科（歴史学専攻）
- ・東海大学大学院文学研究科（史学専攻）

- ・東洋大学大学院文学研究科（史学専攻）
- ・清泉女子大学大学院人文科学研究科（思想文化専攻）

神道学・宗教学専攻

- ・駒澤大学大学院人文科学研究科（仏教学専攻）
- ・創価大学大学院文学研究科（社会学専攻）
- ・大正大学大学院文学研究科（宗教学専攻）
- ・東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科（人間科学専攻）
- ・聖心女子大学大学院文学研究科（人間科学専攻）
- ・立教大学大学院キリスト教学研究科（キリスト教学専攻）

法 学 研 究 科

昭和 42 年（1967）に設置された法学研究科では、法律学や政治学の分野において、専門的な分析能力を身につけ、社会のさまざまな現象を分析評価し、主張・決断・実現し、そして、組織をリードできるような人材の養成を目標としている。

法学研究科では、法科大学院募集停止から 3 年が経過した平成 31 年（2019〈令和元年〉）2 月実施の入試から、博士後期課程入試において、法科大学院修了者の入試制度が廃止された。

このほか、令和 2 年に法学研究科では、法学または政治学の研究職を目指して博士後期へ進学することや、法学または政治学への関心をさらに深めて学修することを目指す「研究コース」と、国家公務員または地方公務員を目指す者を対象とし、試験に合格することのみならず、実務に就いた後にも専門知識を活かして活躍することを目標とする「公務員養成コース」を設けた。「研究コース」は修士論文の執筆が修了の要件となり、「公務員養成コース」ではプロジェクトペーパーの執筆が修了の要件となった。

「公務員養成コース」では実務家教員による科目として、「公共政策演習」と「キャリア・プランニング」が設けられた。「公共政策演習」は地方自治体の公務員が講師となり、地方自治体が抱える政策問題を材料に解決策を検討していく科目である。令和 2 年度には、渋谷区と法人とで平成 29 年に締結した「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定書」に基づく連携協力

として、「公共政策演習」を担当する渋谷区職員の派遣を依頼した。また「キャリア・プランニング」は公務員OB・OGが講師となり、あるべき公務員像や公務員試験で求められるものについて考えていく科目である。

法学研究科では、この機会に学部生先取履修の対象科目を拡大し、従来は専任・兼任教員の担当科目が対象であったが、兼任講師が担当する科目についても一部先取り履修の対象とし、公務員養成コースの「キャリア・プランニング」「公共政策演習」などの先取り履修を可能とした。これによって公務員として活躍できる人材の輩出にも力を注いでいる。

経済学研究科

昭和43年(1968)に設置された経済学研究科は経済学の専門分野について、自立した研究活動や、関連した専門職に従事するものを養成し、高度な研究能力と豊かな学識を育てている。

平成27年(2015)に経済学研究科では、税理士試験の合格を目指すキャリア・コースの大学院生を支援するため、「國學院大學大学院経済学研究科税理士試験支援奨学金制度規程」を制定し、外部セミナー受講料について、1回につき10万円を上限とする奨学金を給付することを定めた。また学校法人大原学園と業務委託契約を締結し、経済学研究科に在籍する大学院生を税理士試験に多数合格させることを目的に、相互に努力することとした。

平成29年に経済学研究科では経済学専攻の必修科目として、「研究方法と倫理(前期2単位)」を開設した。学部時代に卒業論文を含めて論文執筆の経験を持たずに大学院へ入学し、研究者として論文を執筆する過程で、学術論文作成に関する基礎的知識、先行研究や文献の取り扱い、参考文献の掲載の仕方、調査の方法やデータの使い方などについての指導をおこない、より良質な論文作成を組織的に支援することを目的としていた。

平成28年9月実施の入試から、経済学研究科においても学内推薦入試制度が設けられ、書類審査と口述試験のみで選抜がおこなわれるようになった。

経済学研究科博士前期課程では、従来アカデミック・コース、グローバル・コース、キャリア・コースの

3コースであったが、令和2年(2020)からアカデミック・コースとキャリア・コースの2コース制に変更された。

アカデミック・コースは、研究職や教職を目指し、後期課程への進学と博士号の取得に向けての指導と、専門的で深い知識を必要とする職業を目指し、主として前期課程での修了を目的として修士論文の執筆を指導するコースとして設置された。

アカデミック・コースでは、経済学、統計学、経営学の3科目中2科目を専攻選択科目として履修し、スタンダードな学問体系を身につけたうえで各自の研究に取り組んでいる。また、大学院学生が受験時に希望する「指導教員」に加え、各自の研究テーマに基づいて大学院側が「副指導教員」を指定し、これにより複数の指導教員から、従来よりもきめ細やかで、多面的な指導を受けることができるようになった。

キャリア・コースは、経営や会計、税法などを研究し、税理士や会計士の資格取得を目指す者を対象として、国家試験科目の合格と修士論文の執筆を指導する目的で設置されたものである。また入学者確保の目的により、社会人が学びやすい土曜開講へシフトした。

國學院大學大学院の10年

平成23年度からの取り組み

3研究科は、大学院学則第1条に定める設置目的(平成19年<2007>4月1日施行)に従い、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針に基づいて運営している。平成23年度から同28年度にかけては、次の3事項に重点を置いた。

- (1) 研究教育体制の充実
- (2) 課程制大学院の実質化
- (3) 大学院の研究教育についての魅力発信

(1)は研究教育のさらなる充実を目的とし、具体的には①研究教育の国際化の促進、②在学生等の研究力向上③学外機関との研究教育連携の推進をおこなった。

①は海外からの協定入学校に台湾の南台科技大学を加え、大学院生の海外での研究活動のための国際交流旅費補助制度、海外大学らの教員・研究者を大学院兼任講師に任用する制度、大使館推薦国費外国人留学生の受入制度、国際特別研究生受入制度を策定し、運用を始めた。

さらに文学研究科では中国・南開大学外国語学院との教育・学術協定を結んでの国際シンポジウム・院生フォーラムの開催、『東アジア文化研究』の発刊など、研究教育の国際化を諸制度の整備によって促進し、運用を開始した。

②に関しては、平成20年度からの大学院特定課題研究とこれによるR.A、P.Dの任用などに加え、課程博士学位取得者である特別研究員への研究助成制度（図書費、国内・国外旅費補助）、経済学研究科での税理士試験支援奨学金制度を新設している。特別研究員への研究助成は若手研究者に対する國學院大學大学院独自の育成制度で、この助成により研究を進め、専任職に就いた者が複数名いる。また平成18年度からの兼任教授制度を同20年には客員教授制度に変更し、論文指導演習・研究指導の充実化を図る一方、平成28年度からは入学者ならびに在學生への研究倫理講習会を開始し、研究力には倫理遵守が含まれることを明確にし、経済学研究科では開講科目に「研究と倫理」を設けた。

③は、学外の研究機関等との連携が研究教育の質的向上をもたらすことからの取り組みで、国文学研究資料館の「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構想」への参画、文学研究科の埼玉県埋蔵文化財調査事業団のインターンシップ・プログラム協定への参加、高度博物館学プログラムによる長野県木島平村との連携協定の締結がある。特に後者2つのプログラムは、在學生の実務力向上に寄与した。

(2)は、平成18年の大学院設置基準の改正にともなう制度改定を示している。これを受け、大学院では順次改定を進めており、平成27年度の大学院認証評価を経て、「単位取得満期退学」の表記を「所定単位修得退学」に改めた。また学位規則について平成29年度の博士後期課程入学者からは、課程博士号の申請は在學者のみに限定する旨へ、再入学規程については所定単位を修得し

て退学後6年以内とする旨への改定をおこなった。平成23年度からは文学研究科の各専攻の定員改定もおこない、定員の適正化を進めた。さらに博士学位審査基準を履修要項で明確にした。

(3)は、(1)に加えての取り組みで、研究教育成果の発信として、課程博士取得者の論文刊行助成を平成20年度以降は出版社からの論文刊行助成制度に改定し、多くの課程博士論文の出版が実現できるようになった。学位論文のWeb上での公開も同じ目的の取り組みである。また平成24年度からの大学院設立60周年記念事業「國學院大學貴重書影印叢書」全5巻（朝倉書店）も、大学所蔵資料についての研究成果を刊行したものである。一方、学位授与やこうした実績をもつ大学院への入学制度として、従来の飛び入学制度（法学研究科）、推薦入学制度（経済学研究科）に加え、GPAによる成績優秀者入学制度（文学研究科）の新設、大学院科目の学部生の先取履修制度の充実も大学院の研究教育の魅力を発信するものであった。

大学院創立60周年記念事業

平成23年に60周年を迎えた大学院では、設立60周年記念事業として、本学図書館が所蔵する貴重書の影



『國學院大學貴重書影印叢書』全5巻

	題名	編集責任者
平成24年度 第1巻（文学関係）	『金葉和詞集・令義解・朝野群載・梁塵秘抄口伝集』	文学研究科文学専攻 松尾 葦江 教授
平成25年度 第2巻（文学関係）	『神皇正統記・職原抄』	文学研究科文学専攻 谷口 雅博 准教授
平成26年度 第3巻（法学関係）	『井上穀宛 明治頭官書翰集』	法学研究科 高塩 博 教授
平成27年度 第4巻（神道学関係）	『古語拾遺 神祇典籍集』	文学研究科神道学・宗教学専攻 岡田 莊司 教授
平成28年度 第5巻（史学関係）	『起請文と那智参詣曼荼羅』	文学研究科史学専攻 千々和 到 教授

印本を刊行した。折しも大学 130 周年記念事業の一つに加えられ、大学院の中に國學院大學影印叢書編集委員会を組織し、それぞれの巻の編集責任者のもとに、『國學院大學貴重書影印叢書』全 5 巻を刊行した。貴重書叢書は平成 24 年度～28 年度の 5 年間にわたって刊行された（各巻の題名、編集責任者は前表のとおり）。

国際交流

平成 24 年 5 月には、大学が一般協定を締結している台湾・南台科技大学について、大学院委員長から国際交流委員長へ、国際交流を推進する観点から、交換留学協定を締結したい旨の要望を申し入れ、平成 25 年 1 月に協定が締結された。その後、平成 26 年度以降、大学院では同大学から 3 名の交換留学生を受け入れ、また本学からも 1 名を送り出している。

平成 26 年の 11 月、研究教育の国際化・海外大学との学術交流の実質化を図る目的により、「第 1 回 南開大学－國學院大學大学院生学術フォーラム・東アジア古代学学術シンポジウム」が南開大学外国語学院（中国天津市）で開催された。本学からは大学院委員長・文学研究科教授のほか、国際交流旅費補助を受けた大学院生 6 名が参加し、教員による基調講演、双方の大学院生による発表がおこなわれた。



南開大学での学術フォーラム

翌年、文学研究科では、教育・学術に関する国際交流について協議することを目的に、国際学術交流委員会を設置し、教育・学術交流協定の締結、交流事業などについて協議することとなった。同年 6 月には南開大学外国語学院閻国棟学院長一行が来日し、國學院大學赤井学長と懇談後、「日本国・國學院大學と中華人民共和国・南開大学間の教育・学術交流に関する協定書」の協定調印

式が執り行われた。この協定により相互の教育・学術が進展し、定期的（年 1 回）に大学院生学術フォーラムが開催され、両校間の学術交流が実質化することとなった。

また平成 29 年 9 月、文学研究科博士課程後期文学専攻伝承文学コースの大学院生 1 名が中国・南開大学外国語学院において 1 年間の協定留学を開始した。この協定留学を契機に、「國學院大學大学院協定留学及び認定留学奨学金制度に関する規程」を制定し、大学院生の留学支援制度を整備した。

「高度博物館学教育プログラム」の終了

平成 21 年度に文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択されていた「高度博物館学教育プログラム」は平成 23 年度をもって事業終了となった。その後、後継授業が平成 24 年度から実施され今日に至っている。学外実習先としては、長野県下高井郡木島平村、長崎県東彼杵郡波佐見町、秋田県横手市などである。令和 2～3 年（2020～21）は新型コロナウイルス感染症の影響により学外実習は実施できなかったが、本学博物館にて実習をおこなうことで代替した。今後は新しい実習先として佐渡国小木民俗博物館（新潟県佐渡市）と協議を重ね、令和 4 年夏季からの実施を予定している。

なお、令和 3 年度までの間に、國學院ミュージアム・アドミニストレーターとして 99 名が、國學院ミュージアム・キュレーターとして 3 名が、認定証を授与されている。

学位論文の要旨及び論文審査結果の公開

文部科学省「学位規則の一部を改正する省令」（平成 25 年 4 月 1 日）の施行に伴い、國學院大學学位規則の一部改正をおこない、学位論文の要旨および論文審査の結果を、本学学術機関リポジトリ「K-rain」を用いてインターネット上で公表するものとした。平成 25 年度から令和 3 年度までに学術情報リポジトリに公開された博士論文は 130 件であった。

大学院生の海外における研究促進を目的とした「大学院国際交流旅費補助に関する規程」が制定された。その後、多くの大学院生が旅費補助を受け、国際的な学会・研究集会での発表・参加、研究調査をおこなうなど、大学院国際化の礎となった。

研究分野での学外協力として、国文学研究資料館との

協力が始まった。本学は日本古典籍（日本語の歴史的典籍）のデータベース研究事業センターの20拠点機関の1校に選定され、「日本語の歴史的典籍のデータベースの構築計画」連携拠点委員会に大学院構成員1名、図書館事務課職員1名を推薦し、以後、同館の古典籍研究に協力することとなった。

平成25年に國學院大學学位規則一部改正をおこなった学位論文要旨などのインターネット利用による公表について、すでに出版刊行された博士論文は、出版社との契約に基づく事情により公表時期を遅らせる必要が生じる場合のあることを勘案し、博士学位論文の公表に関するガイドラインを作成することとした。これにより、國學院大學学術情報リポジトリへの登録・公表のルールの整備がなされた。

大学院学則関連規程の改正

学校教育法の一部改正（平成27年4月1日施行）により、大学運営における学長のリーダーシップの確立などのガバナンス改革を促進するため、体制の整備が必要となったことを受け、大学院学則関連規程の改正が進められた。一部改正が承認された規程は下記の通り。

- ・大学院客員教授の任用に関する規程（大学院学則第11条）
- ・國學院大學大学院入学以前の既修単位及び履修科目の単位の認定に関する規程（大学院学則第21条）
- ・國學院大學大学院入学試験に関する規程施行細則
- ・再入学に関する規程（大学院学則第27条第2項関係）
- ・國學院大學大学院FD委員会規程（大学院学則第19条2関連）
- ・國學院大學大学院研究科委員長選出規程（大学院学則第13条）
- ・國學院大學大学院大学院委員長選出規程（大学院学則第17条）
- ・國學院大學大学院特別研究生規程（大学院学則第30条）
- ・國學院大學大学院聴講生規程（大学院学則第32条）
- ・國學院大學大学院科目等履修生規程（大学院学則第33条）
- ・國學院大學大学院奨学金制度規程（大学院学則第38条）

- ・本学出身者の大学院入学金及び施設設備費減免に関する内規
- ・國學院大學大学院博士課程後期単位修得者の学費及び再入学者の学費等減免に関する規程
- ・大学院国際学術交流事業制度規程
- ・大学院国際学術交流事業制度規程細則

平成29年も、大学院学則をはじめ、関連する規程・規則の改正が進められた。

大学基準協会より、「博士課程後期を単位取得満期退学した者に、退学後3年以内まで見なし在学者として、課程博士申請を認めることは、課程制大学院として相応しくない」という指摘を受けたことに対応するため、「國學院大學学位規則」の上記の定めを削除した。この改正により、平成29年度以降の入学者は、所定単位未修得による中途退学と所定単位修得退学者のいずれも学位論文の審査を受けるためには再入学することが必要となった。また博士論文の提出期限について、後期課程入学後9年以内であったが、再入学後の期間を勘案し、12年以内と改正された。関連して、「文学研究科課程博士の授与に関する内規」「経済学研究科の博士学位の授与に関する内規」について、博士後期課程の単位取得満期退学後から一定期間、課程博士学位申請論文を提出できるとしていた部分を削除する改正がおこなわれ、課程博士号の申請は在学生のみに限定された。

学位規則の改正により、関連する「國學院大學大学院学則」および「再入学に関する規程」が改正された（いずれも平成29年4月1日から施行）。

「大学院学則」には、博士課程の在学期間についての明記がなかったことから、第3条第6項に「博士課程の最長在学期間は、前期課程は4年、後期課程は6年とする。」とした。

「再入学に関する規程」について、再入学を願い出ることができる期間について、第4条第1項第2号の、「ただし、文学研究科後期課程の願出期間については、退学後15年以内とする。」を削除したことにより、博士後期への再入学は、退学後6年以内とした。

大学基準協会より、「学位論文審査基準が明文化されていない」との指摘を受け、平成29～30年度中に各研究科委員会において審査基準を明文化する検討がなされた。その結果、文学研究科では平成29年度から審査基準が前期・後期課程ごとに履修要綱に明記された。

平成 31 年（令和元年）には法学研究科・経済学研究科において学位論文審査基準明文化の検討が終了し、審査基準が前期・後期課程ごとに履修要綱に明記された。

研究倫理研修会

平成 28 年から大学院委員長により研究倫理研修会を実施している。研修会は新入生および在学生に対して実施し、大学院生が研究活動に従事するときは一人の研究者として研究倫理を守らなければならないこと、不正行為はいかなる理由によっても認められないこと、不正行為をおこなえば学生のみならず、國學院大學の信頼をも揺るがすことになることなどが伝えられ、大学院生の研究倫理の醸成が図られている。

学部生の大学院授業科目の先取り履修制度

学部生の大学院授業科目の先取り履修制度について、文学研究科・法学研究科では平成 20 年度から導入されていたが、平成 30 年から経済学研究科においても経済学部学生に限定し導入された。学部在学中に大学院の授業を体験し、大学院の教育内容について理解を深めてもらうための制度であり、修得した単位は大学院入学後、修了単位として認定されている。

先取り履修制度について、平成 31 年（令和元年）に各研究科で対象者の拡大をおこなった。法学研究科では、「学部 4 年生以上」としていた履修対象者を「3 年生以上」とした。また経済学研究科においては経済学部学生に限定されていた先取り履修対象者の範囲を、全学部の学生とした。

日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングの受講

令和 2 年から毎年度初めに実施されている新入生・在学生を対象とした大学院委員長による研究倫理研修会に追加して、全大学院生を対象に、研究活動における不正行為防止の啓発のため、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングの受講を義務づけ、責任ある研究活動の推進に努めている。

給付型奨学金制度

大学独自の給付型奨学金制度について、令和 2 年から新しい制度が導入された。経済的な困難を抱える学生を対象とした「経済支援型奨学金」および学業に優れた

学生を対象とした「学業奨励型奨学金」を導入した。

「経済支援型奨学金」は大学院生の経済的困窮度に応じて奨学金をより広く支給するという観点から、世帯の生計（勤務状況・収入状況）により配分額を A・B・C のランクに分け、それぞれ授業料の 80%・50%・30% の相当額を奨学金として支給する。また受験のインセンティブとして、大学院への入学を条件として事前に奨学金の支給を確約し、学業継続において不安なく入学できる予約型の経済支援型奨学金制度を導入した。

一方で「学業奨励型奨学金」は、入学後の業績（論文執筆や研究会での報告等）を考慮して支給の可否を決定する。学業が特に優れている大学院生に対する支援としての意味を持ち、博士後期課程に進学するインセンティブになることが期待された。配分額は研究科ごとに異なり、文学研究科・経済学研究科では経済支援型と同様に A・B・C のランクに分け、それぞれ授業料の 80%・50%・30% の相当額を奨学金として支給する。法学研究科は、秀・優・良のランクに分け、予算枠に応じて奨学金を支給する。この新制度導入により、これまで経済的な困難を抱えている大学院生への支援が必ずしも十分でなかったことや、大学院生の間で不公平感が生じていた問題は解消された。

大学院開設 70 周年の取り組み

國學院大學大学院は、令和 3 年に開設 70 周年を迎えた。その節目にあたり、開設当初、正門に掲げられていた門標が若木タワー 5 階の大学院フロアに再掲示され、あらためて大学院の門口で大学院生を見守ることとなった。門標は桂版に彫られ、胡粉が施されている。揮毫は書家・篆刻家として名高く、本学名誉教授であった保多孝三氏であり、昭和 26 年（1951）ごろに揮毫されたと思われる。

また同年 5 月には、以前から日本古典籍（日本語の歴史的典籍）のデータベース構築について連携協力をおこなってきた人間文化研究機構国文学研究資料



大学院門標

館と本学との間で、「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画」推進に関する協力協定書を締結した。この協定により、国文学研究資料館と本学との研究・教育の一層の進展と地域社会および国内外の発展に資することとなった。

11月には大学院広報活動の一環として、学部生を対象とした大学院体験授業を企画・実施した。大学院の志願者獲得のため、大学院に興味を持つ学部生が大学院の学びに触れることを通して研究の楽しさや奥深さを実感してもらい、大学院への進学に結びつける目的であった。初年度は18名の大学院担当教員から21科目の科目提供があり、学部の1～4年生53名が体験授業を受講した。

災害への対応

この10年の間で天災に苦慮することもしばしばであった。平成23年3月11日の東日本大震災時には、学部入学式は中止となるも、大学院入学式は予定通り開催した。その後、被災地・被災者への支援活動として、学費等の減免措置などをおこなった。

平成25年は悪天候の影響を強く受けた。10月には台風26号接近にともない、文学研究科の入学試験を4時間繰り下げて実施した。平成26年2月には降雪による交通機関の大きな乱れが生じたため、文学研究科の最終試験について、出席が不可能な学生（修了見込2名・単位取得満期退学見込2名）については、2日後に試験を繰り下げておこなう措置を講じた。

平成28年4月に熊本地震が発生し、最大震度7を記録した。熊本県出身の大学院生2名と実家父母の無事は速やかに確認され、災害時の対応として、被災状況の悪化、学費の不安などの相談について継続して対応をおこなった。

そして令和2年から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、3月の学位授与式、4月の入学式は中止となった。オリエンテーションはすべてオンラインでおこなわれ、授業は対面から遠隔授業となった。また文学研究科入学試験（秋季・春季）においては、多くの学生を集めて試験をおこなうリスクを避けて、令和2年度・3年度は、学内での筆記試験を実施せず、書類選考と口述試験（Web形式）での選考をおこなった。法学研究科・経済学研究科では、令和3年度は例年通り学内での筆記試験、口述試験をおこなった。

令和3年も新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、博士前期課程の修士学位申請論文提出について、5月の第2次題目届、翌年1月の論文ともに電子データでの提出となった。指導教員から学生への周知徹底、事務課からのQ & A送付などをおこない、論文提出の締切当日も大きな混乱は見られず、滞りなく受理された。令和4年2月の論文博士の学位授与式は、遠方居住者の状況に配慮し、オンラインにて開催された。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の猛威の影響を受け、研究活動においても一定の制約を課されることになったが、大学院の研究意欲は衰えることなく今後に引き継がれている。

これからの國學院大學 大学院



國學院大學を特色ある大学として位置づけていくとき、「学統の継承」は重要な命題である。それは國學院ブランドを確立するための大学院の使命ともいえよう。これまでの10年から見えてきた課題と、令和4年（2022）度から取り組む中期5ヵ年計画から、大学院のこれからを見通していく。

大学院入学志願者の現状と課題

大学院の志願者数はこの10年、前期・後期課程ともに全体としては減少傾向にある。

博士前期課程では、経済学研究科はキャリア・コースの浸透により増加傾向にあるが、文学研究科は約4割減、法学研究科はほぼ横ばいとなっている。

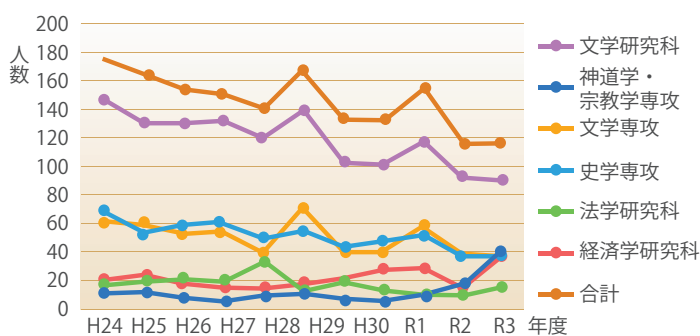
博士後期課程では、文学研究科は約3割減、法学研究科・経済学研究科は志願者を出すのが難しい状況にある。

この志願者数をどのようにして増加させるのが、これからの大学院に課せられた、重要な課題である。

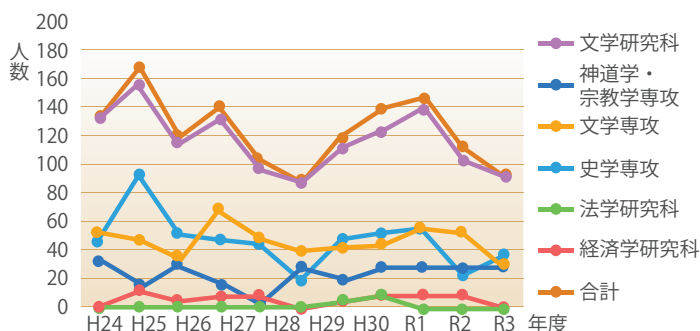
中期5ヵ年計画では、志願者獲得のための方策として、広報の充実と大学院見える化施策の推進を掲げている。具体的には、大学院進学説明会やホームページをリニューアルし、大学院の見える化を促進する。また学部生に大学院の魅力を発信する目的で、体験授業をルーティン化するとともに、先取り履修・飛び入学について学部生へ積極的に周知し、志願者確保に繋げていきたい。また本学出身者のみならず、社会人や他大学出身の優秀

な学生の取り組みを目指し、学外成績での入試制度を検討していきたい。

大学院の見える化の一環として、令和3年度博士前期課程修了生の修士論文要旨について、本学学術機関リポジトリ「K-rain」を用いてインターネット上で公表している（掲載希望者のみ）。博士前期課程ではどのような修士論文を書くのか、入学前にイメージしてもらえるよう研究の一端を紹介したものである。



博士前期課程 志願者数



博士後期課程 志願者数

研究者の育成と学統の継承

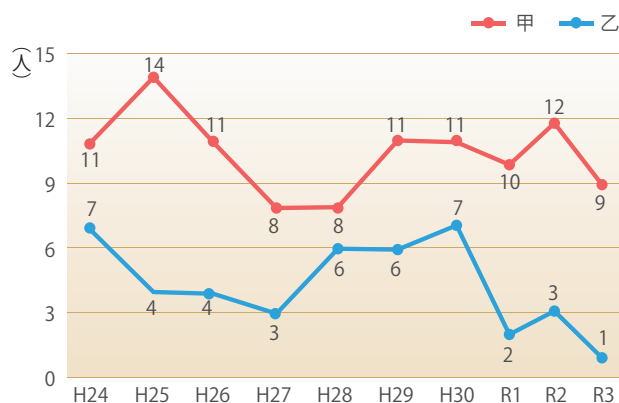
折口信夫「学問の道」にあるように、なにがあっても学問の火を絶やすことがあってはならず、10年後にも本学出身の研究者や教員を輩出するため、大学院生が夢と誇りをもって研究活動に取り組める環境としていきたい。その手始めとして令和3年には大学院の歴史を物語る門標を、解説文とともに大学院フロア（若木タワー5階）に設置した。令和4年4月には、大学院フロアに書棚を設置し、出版助成を受けた学位取得者の書籍を展示している。展示にあたっては、論文執筆者から、執筆時の苦労や後輩に伝えたいことなどコメントを取り寄せた。大学院で研鑽を積み、将来大学の教員や専門機関の研究者への道が開けてくる「期待感」を抱かせ、誇りをもって学べる学修環境を整備し、研究力を高めることが狙いである。



大学院フロアに設置された書棚

優れた人材を育てるには、大学院に魅力がなければならない。國學院大學を特色ある大学にしていくなため、また國學院ブランドの確立のためには、より深い学びを実現する大学院の充実が必要である。大学院生をしっかりと教育し、研究力を高め、「学統の継承」に繋げていきたい。

一方、現在の研究者養成については順風満帆ではない。新型コロナウイルス感染症の拡大も少なからず研究の進行の妨げとなった。学位（博士）取得者はこの10年、増えているとは言い難い。大学院生が論文を数多く執筆し、多くの課程博士（甲）、論文博士（乙）を輩出できるよう、今後も充実した指導体制を構築していきたい。



学位（博士）取得者推移

社会から求められる大学院へ

「社会人であるが、もう一度学びたい」という近年の「学び直し」需要の高まりに対応し、現役の大学生からだけでなく、社会からも求められる大学院を目指していきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応の副産物として、遠隔授業の活用により、社会人が就業後、キャンパ

スに足を運ぶことなく受講することが可能となり、地方在住者や将来的には別キャンパスの大学院生の学修機会の創出にもなり得る可能性が見いだされた。

また働きながら学ぶことを推奨し、修業年限を緩和した制度について検討を進め、令和5年度から博士前期課程に導入する運びとなった。仕事を継続しながら、あるいは育児・介護によって研究を諦めざるを得なかった社会人に対して、修士の学位取得への門戸を開く。

社会人の学び直しのニーズに応える「リカレントコース」についても検討が進められている。折しも文部科学省が履修証明プログラム導入を推奨するタイミングであることから、令和4年度からプレリカレントコースを試行的に開設する。廃止が決定した「教員免許状更新講習」に代わる学びの場として、将来の専修免許取得に繋げていくコースや、日本語教師を目指すコースのほか、國學院ブランドをもっとも具現化する古典文学を学ぶコース、法学研究科・経済学研究科とともに幅広い知見を提供するコースなどを開設し、知の財産の社会的還元を実現していきたい。

大学院が大学経営に貢献し得ることについても検討していきたい。現役教員がキャリアアップとして専修免許状を取得するニーズに対応するため、大学院科目等履修生の取得可能単位数の上限を上げ、1年間の履修で専修免許状取得を可能とするよう学則変更を検討している。また上述の「リカレントコース」が履修証明プログラムとしても機能するようになれば、現役の教員のみならず、多数の受講者を見込むことができると考えている。

大学院の未来にはより多くの可能性がある。國學院ブランドの強化のため、また大学存続のための「先行投資」の場ととらえ、学部入学者確保のためにも大学院を積極的に活用し、経営にも資する組織として発展させていきたい。

平成29年度（平成30年3月）・法科大学院閉院

「地域に寄与し、貢献できる法曹の養成」「理論と実務の架橋」を掲げ、平成16年（2004）4月に開設された法科大学院であったが、平成30年3月をもってその歴史を閉じることとなった。新制度による司法試験が始まってみると、全体の合格者数および合格率は、当初の想定（司法試験合格者数3,000名で合格率7割前後）を大きく下回ることとなった。全国の司法試験合格率は平成18年度こそ48%であったが、その後減少を続け

平成23年度には23.5%までに落ち込んだ。また、司法試験の合格率は、既修者と未修者との間で大きな格差を生じ、平成23年には、既修者の合格率が35%であったのに対し、未修者の合格率は16%にとどまった。また、平成15年に5万人を超えていた適性試験受験者が平成22年には1万5,000人まで減少した。このような全国状況の影響を受け、未修者を中心に学生を受け入れてきた本法科大学院の志願者数も減少し、それに対応するために平成16年には50名であった入学定員を、平成22年に40名に変更した。

さらに、平成23年度入試から、「CO入試（社会人特別選抜）」（平成24年度から、「社会人特別入試〈企業・官公庁推薦型〉」に名称変更）を導入し、実務経験が確実に定着し、実務経験から得た広い視野と切実な関心を持つ者を受け入れる制度を新設した。平成24年度入試では、入学試験を従来の2回から3回（Ⅰ～Ⅲ期）実施するとともに、全国の法科大学院に先駆けて、小論文試験を適性試験第4部に置き換える「適性試験第4部活用型」の入試を導入した。

平成24年5月23日には、【指標1】①未修者についての司法試験合格者を全国平均の2分の1以上、②司法試験年間合格者数を8名以上、ただし合格者数が現状の2,000名以上が前提、【指標2】入学定員の3分の1以上の入学者を確保、【指標3】入学試験における競争倍率（合格者数／受験者数）2倍を保持するという独自の指標を含む「本法科大学院改革方策について」を纏め、理事会に提出した。

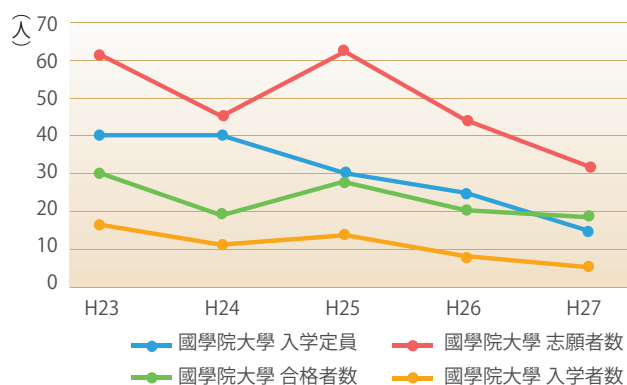
平成25年に入学定員を30名に変更し、平成25年度入試からは入学試験を年4回（Ⅰ～Ⅳ期）実施した。しかし、平成24・25年度入学試験においては、【指標2】および【指標3】は達成できたものの、【指標1】は達成できなかった。

平成26年1月14日に常務理事会の諮問を受けた法科大学院検討プロジェクトは、平成24年の数値目標に代えて、【第一段階】入学定員の充足率50%の達成、【第二段階】司法試験の合格率の全国平均の50%、または法学未修者の司法試験の合格率の全国平均の50%のいずれかまたは両方の達成という新たな指標を設定し、各年度に確認し、その結果に基づき理事会が本法科大学院の存続または募集停止を判断することになった。

平成26年度入試は入学定員を25名に変更し、入学

定員の充足率 50%と法学未修者の司法試験合格率の全国平均の 50%を確保したが、平成 26 年司法試験において、司法試験の合格率の全国平均の 50%をクリアできなかった。しかし、【第一段階】を確保したことから、法科大学院検討プロジェクトの提言に基づき、存続のための方策に着手した。さらに、平成 27 年は入学定員を 15 名までに引き下げ、平成 27 年度入試では、質の高い優秀な人材を少しでも多く獲得する趣旨から、入試と事前教育をセットにした「特待生入試」を導入した。特待生入試合格者に対しては、授業料および施設設備費を免除するとともに、入学前の半年間、入学後の学習を円滑に繋げていくことを目指す「特待生入試合格者対象事前教育プログラム」を実施することとした。

しかし、以上の対策にもかかわらず、志願者減少に歯止めをかけることはできなかった。法科大学院を維持・運営するには限界であると判断するに至ったため、平成 27 年 5 月 28 日の理事会において、平成 28 年度以降の学生募集停止を決定し、同日、法科大学院教授会が招集され、赤井学長からその旨が報告されている。



法科大学院志願者数の推移

平成 27 年 6 月 9 日に学生・修了生に対する説明会を開催した。平成 27 年 6 月 15 日には東京弁護士会に平成 28 年度以降の学生募集を停止する旨を学校法人として正式に決定した旨を伝えた。以降、東京弁護士会とは 6 回にわたり、協議をおこなった。

学校法人としては、平成 27 年 9 月 29 日の常務理事会において、「法科大学院平成 28 年度募集停止後の課

題検討プロジェクト」を設置した。その後、施設設備の将来構想、教員人事、渋谷パブリック法律事務所、予算、臨床教育の継承等について 18 回の検討をおこなった。法科大学院修了生の支援は、最後の修了生が司法試験受験資格を喪失する令和 4 年司法試験受験まで継続することを確認した。

平成 30 年 2 月 28 日の第 12 回法科大学院教授会において、在学生 3 名の修了が確定した後、國學院大學法科大学院学則および関連規程の廃止が承認された。平成 30 年 3 月 16 日には、平成 16 年度の開設から 14 年の歴史で最後となる修了生 3 名に学位記が授与された。平成 30 年 3 月 24 日には、法科大学院の主催する最後のシンポジウム「臨床法学教育は学士課程教育にいかにか生きるか」が渋谷キャンパス常盤松ホールで開かれた。法科大学院で培われた臨床法学教育は、学士教育課程のシチズンシップ科目に現在も受け継がれ発展している。

なお、平成 30 年 3 月 19 日には、法科大学院修了後の司法試験受験の 5 年間の支援体制の説明会が支援対象者になされた。平成 30 年 4 月からは、「法科大学院特別研究員」から「法科大学院特例修了生」と名称を変更し、新たに「特例修了生支援運営委員会」を設置した。その委員会の下、学外法曹と元法科大学院教員により支援講座を開講し、令和 4 年 5 月司法試験受験まで支援講座が継続された。

平成 16 年度開設から平成 29 年度までの最終年度までのあいだに累計 271 名が修了し、司法試験合格者数は、特例修了生支援の最終年度の令和 4 年度までに累計 50 名を輩出した。



シンポジウム風景